

<保育所における実費負担について> ※令和8年・2月現在

(1) 実費負担内容・負担額については下表を予定しております。

※物価高騰により年度内でも金額が変更する場合があります。

(単位：円)

	物品関係				給食関係
	入所・進級時		随時		
	内容	金額	内容	金額	
1 歳児	スポーツ保険※3	300			
	帽子※1	1,133			
	計	1,433			
2 歳児	スポーツ保険※3	300			
	帽子※1	1,133			
	スモッグ	2,100			
	計	3,533			
3 歳児	スポーツ保険※3	300	行事費 参考 (昨年度保護者負担額)	秋遠足：1,000 円	5,900※2
	帽子※1	1,133			
	はさみ	520			
	のり	135			
	クレパス	720			
	スモッグ※1	2,100 (2,200)			
	計	4,908 (5,008)			
4 歳児 (必須分)	スポーツ保険※3	300	行事費 参考 (昨年度保護者負担額)	春遠足：1,000 円 秋遠足：1,000 円	5,900※2
	帽子※1	1,133			
	シール・帳面	720			
	はさみ	520			
	のり	135			
	クレパス (16 色)	720			
	色鉛筆 (12 色)	759			
	スモッグ※1	2,100 (2,200)			
	計 (上記道具を合わせて 全て購入した場合)	6,387 (6,487)			
5 歳児のみ (必須分)	スポーツ保険※3	300	行事費 参考 (昨年度保護者負担額)	春遠足：1,000 円 秋遠足：1000 円＋ 芋代 800 円 令和 7 年度)	5,900※2
	帽子※1	1,133			
	シール・帳面	720			
	はさみ※1	520			
	のり※1	135			
	クレパス (16 色) ※1	720			
	竹馬	1700			
	色鉛筆 (12 色) ※1	759			
	スモッグ※1	2,100 (2,200)			
	鍵盤ハーモニカ 唄口	396			
	計 (上記道具を合わせて 全て購入した場合)	8,483 (8,583)			

※1 ……入所又は進級時に購入(購入後破損・消耗した場合購入要)

※2 給食費内訳……主食費 (1,000 円)、副食費 (4,900 円)

※3 スポーツ保険 (一部法人負担)……保育所は入所と同時に独立行政法

人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。保育所の管理下における負傷、疾病に対して医療保険各法に基づく診療の初診から治癒までに要した医療費総額が 5,000 円(保険点数

500 点)以上のものについて、医療費総額の 4 割相当額の給付が受けられます。

また、給付を受ける場合は、芦屋市の福祉医療制度助成制度(乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療及び障がい者医療)は適用されませんので、受給者証を使用せず、保険負担診療(2 割)で精算してください。給付金は申請し受理されてから 3～4 か月後に給付されます。

(2) 実費徴収に係る補足給付制度について

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法の適用世帯並びにこれらに準じる世帯(生活保護世帯等)また市町村民税所得割額が一定以下の世帯の方を対象に、制服や帽子などの費用(実費徴収)の一部を補助します。対象となる実費は教材費・行事費等(具体的な補助対象の有無は下記のとおりです。)です。また、手続きについては、年 2 回の申請が必要になります。実費徴収のうち、4 月分から 8 月分までは、9 月末日(土・日・祝日の場合は前日)までに、9 月分から翌年 3 月分までは、翌年 4 月の第 3 週目の金曜日(祝日の場合は前日)までに芦屋市に、申請書及び利用している保育施設発行の領収書のコピーを提出してください。お振込みは申請いただいた月の翌月末頃となります。詳細については、芦屋市までお問い合わせください。

《補助額》

教材費・行事費等

◇生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯の方

⇒一人当たり 2,500 円上限／月

◇市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯の方 (ひとり親世帯等は 77,101 円未満)

⇒一人当たり 1,250 円上限／月

(ただし、1／2 が補助対象額)

《補助対象となるものの例》

制服・体操服、ノート・絵本、おむつ、かばん、シール帳・連絡帳、名札、ふとんリース代、絵具、カスタネット、卒業アルバム

《補助対象とならないものの例》

写真、DVD、PTA 会費、英語レッスン料、延長保育料